

第2回 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会における
JT の意見陳述要旨

この度は、弊社に意見陳述の貴重な機会をいただき、深く感謝申し上げます。

早速ではございますが、本部会での検討事項に関する意見、並びに実際に各施設が直面されている課題の解決に向け、意見を述べさせていただきます。

まずは、条例改正の要否についてですが、先般公表されました県民意識調査・施設調査ともに「規制の強化」・「規制の緩和」を求める声は減少し、「条例の着実な運用」を求める声が増加いたしました。弊社といたしましては、県民の皆様のご意見を尊重し、現行条例の着実な運用を継続すべきと考えております。

前回の陳述では、私どもの分煙コンサルティング活動のご紹介と、活動を通してお聞きした現場での課題についてご紹介させていただきました。分煙コンサルティングとは、施設管理者様からの喫煙環境に関するご相談を無償でお受けするもので、お手元の資料①②をご確認ください。過去5年間に県下600の施設へ、条例内容のご説明と条例に準拠したコンサル活動を継続してまいりましたが、条例の認知や対策は着実に進展していると実感しております。現在は、第2種と特例第2種の施設管理者の皆様が懸命に取り組んでいる最中であり、その取り組みを後押しする上でも、現行の規制内容を継続した上で、さらに前に進めるための方策が重要であると考えております。

本日は、現行条例の実効性を高めるため、また条例の着実な運用を補完するため、事業者の負担増とならない範囲で、今後の議論に資するご提案をさせていただきます。

ご提案の1点目は、実態に応じた店頭表示の推進についてです。

この取組みは、視認性が高く、禁煙と喫煙可能の場所を明確化しますので、条例の目的である「自らの意志で受動喫煙を避けることができる環境の整備」を達成する有用な手段であり、設備投資を必要としない実効性の高い手段と考えております。

また、表示の拡大は、県民意識調査で県に最も期待されている「喫煙者のマナー向上のための普及啓発」の推進に加え、各種表示を媒体とした条例周知にも効果的であると考えられるため、本部会におかれましては、現在県ではご用意の無い「喫煙可能」・「時間分煙」ステッカーを含めた表示の拡充をご検討願います。

表示についての施設利用者の意見については、資料③にお示しの通り、飲食店利用者の8割以上が賛同しており、利用者の約半数が表示をお店選びの際の基準としております。また施設管理者の方からは、「入店後のお客様からのクレームが減少した」・「オペレーション

が円滑になった」等、好意的なご意見を多数伺っております。

県内の表示状況につきましては、弊社の調査結果を資料④にお示ししております。調査した繁華街の飲食店約 3,000 店舗のうち、「表示あり」は約 20%に留まり、うち 7 割以上が「禁煙」または「分煙」を選択され、表示物は県発行のものが最も多く採用されております。一方で、「表示なし」は約 80%を占め、多くは特例第二種施設と想定されますが、その主な理由として、神奈川県では県が指定する「禁煙」・「分煙」のみであること、その 2 種についても施設独自の表示は認められていないことが挙げられ、施設の実態に応じた表示拡充が必要であると考えております。

また、各施設での外国人利用客への対策としても表示を活用したいとのご意見が多く、資料⑤でご紹介させていただきました。資料⑥では、世界的な観光地である京都府、神奈川県と同じく条例を施行している兵庫県、その他多くの自治体の表示事例を掲載させていただきましたが、いずれの自治体におかれましても効果的な受動喫煙防止対策として「喫煙可能」・「時間分煙」を含めた表示を積極的に推進しております。

今後、県での更なる対策の推進に向けて、表示の拡充や多言語への対応等、他府県での事例もご参考とされつつ、本部会でのご検討を重ねてお願いする次第です。なお、貼付等の実施に際しては、弊社も県に最大限のご協力をさせていただき所存です。

ご提案の 2 点目は、実効性の高い財政支援についての要望です。

先に述べました通り、対策には継続的な取組みが必要と認識しておりますが、特に零細の施設からは、「分煙するための費用がない」・「何とかして分煙したいがどうすればいいのか」というご相談をよくお受けいたします。私どもからは条例内容に準拠したご提案や国の助成金をご案内するものの、県の分煙基準充足には相応の費用が必要となるため、対策を断念される方が多く存在いたします。

神奈川県においては利子補給制度がございますが、実質的なコスト支援にはなっておらず、活用がなされていないのが実情である一方で、県民意識調査・施設調査ともに「施設管理者への経済的な支援」を求める声は増加しております。

2015 年に施行された改正労働安全衛生法について、資料⑦でお示ししておりますが、第 71 条（国の援助）では「国は、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進等、必要な援助に努める。」と記され、厚生労働省においては助成金の活用を積極的に推進しております。加えて、「国は、援助を行うに当たっては、中小企業者に対し特別の配慮をする。」との記載もあり、同法よりも厳しい対策を求めている神奈川県においては、国の援助を上回る配慮・支援が必要であると考えます。

このように施設管理者の負担のみで投資を行うことは困難な場合もあることから、資料⑧にお示ししております、兵庫県では条例第 20 条に「財政上の措置」として、「県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。」と明記した上で、施行の段階で助成制度を創設されました。

また東京都は、条例はありませんが、資料⑨でお示しさせていただいたとおり、昨年より予算規模 10 億円の「宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助金事業」を創設し、経費の 4/5・300 万円を上限に補助を推進しております。なお弊社は、東京都と協定書を締結したうえで、事業者の皆様に分煙に関する技術的知見を無償で提供しており、神奈川県におかれまして同様の民間支援策をご検討の際には、最大限のご協力をさせていただきたく所存です。

私どもといたしましても、「たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会の実現」に向けて、県民の皆様が最も期待されている「喫煙者のマナー向上のための普及啓発」をより一層推進すると共に、分煙コンサルティング活動を通じた条例の周知や受動喫煙防止対策を継続してまいります。

本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。